

佐賀県地域づくりネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この会は、佐賀県地域づくりネットワーク協議会と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域主導の地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体（以下「地域づくり団体」という。）相互の交流及び地域づくり団体と自治体との交流を推進するとともに、地域づくり団体への情報提供等を行うことにより、自主的・主体的な地域づくりの取組みを促進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体相互の交流
- (2) 地域づくり団体に対する情報提供
- (3) 地域づくりに関する調査・研究
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、加入届出書を提出した県内の地域づくり団体、市町、佐賀県等をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 10名以上15名以内
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、専務理事、理事及び監事は総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によってその職務を代理する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受け、役員会の議決に基づき会務を掌理し、また、事務局を統括するとともに事業の運営と管理に当たる。
- 4 理事は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき会務を執行する。
- 5 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

ない。

(総会)

第9条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 総会は、事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算報告の承認を行う。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長がやむを得ないと認めるときは、書面を送付して賛否をもとめ総会に代えることができる。

(役員会)

第10条 協議会に役員会を置く。

2 役員は、県内の地域づくり団体及び県市町等から総会において選任する。

3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

4 役員会は、協議会の運営について協議する。

5 役員会の議決は、出席者の過半数の議決をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会長がやむを得ないと認めるときは、書面を送付して賛否をもとめ役員会に代えることができる。

(ネットワーク推進員)

第11条 ネットワーク推進員を設置する。ネットワーク推進員は、次の事業を行う。

(1) 地域づくり団体の会員増強

(2) 団体間のネットワーク推進

(3) 交流会等の企画・実施、その他必要な業務

(地域づくりコーディネーター)

第12条 協議会の事務局に、地域づくりコーディネーターを設置する。地域づくりコーディネーターは、次の事業を行う。

(1) 地域づくり団体に対する巡回相談

(2) 各種団体との意見交換

(3) 地域づくり団体の情報収集

(4) 全国研修交流会、コーディネーター情報交換会への出席

(5) その他必要な事項

(地域づくりアドバイザー)

第13条 本県の地域づくりに熟知し、地域づくりに関する専門的知識を有するアドバイザーを必要に応じて設置する。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、特定非営利活動法人 佐賀県CSO推進機構内に置く。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成6年5月9日から施行する。

(その他)

2 第14条の規定にかかわらず、初年度の会計年度は、協議会の設立の日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成10年5月26日から施行する。

この規約は、平成12年5月18日から施行する。

この規約は、平成13年5月31日から施行する。

この規約は、平成15年5月20日から施行する。

この規約は、平成16年5月25日から施行する。

この規約は、平成17年6月1日から施行する。

この規約は、平成19年5月29日から施行する。

この規約は、平成22年7月4日から施行する。

この規約は、令和1年6月30日から施行する。

この規約は、令和3年8月1日から施行する。